



在上海日本国総領事館からのお知らせ

●「在留届」提出のお願い

外国に住居又は居所を定めて3カ月以上滞在する方は、旅券法第16条により、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を速やかに提出するよう義務づけられています。これは、当地公安当局に申請する「居留許可」とは異なります。

緊急事態の際、日本国大使館、総領事館は在留届をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認し援護活動を行います。

在留届は以下より電子申請できます。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●総領事館緊急メールマガジン

総領事館ではメールマガジンを発行しています。このメールマガジンは、当館管轄地域にお住まいの日本人の皆様へ、当館より日ごろから様々なお知らせを発信したり、緊急事態には大切な情報をすばやく伝達したりすることを目的としたものです。

ご登録はこちらから。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp>

→総領事館緊急メールマガジン

→仮登録のページへ

→「利用者情報新規登録」へお進み下さい。

●在上海日本国総領事館の連絡先

代表電話：(021) 5257-4766

※夜間・休日の緊急連絡事務所は内線「0」

査証（ビザ）専用回線：(021) 5257-4768

■在上海日本国総領事館・広報文化センター

住 所：上海市万山路8号

郵便番号：200336

電話番号：(021) 5257-4766

(広：(021) 6219-5917)

FAX 番号：(021) 6278-8988

(広：(021) 6219-5957)

■在上海日本国総領事館 別館 領事部門

住 所：上海市延安西路2299号

上海世貿大廈（上海マートタワー）13階

郵便番号：200336

電話番号：(021) 5257-4766

FAX 番号：(021) 6278-6088

■ホームページ

(日本語)

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/>

(中国語)

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/cn/>



事務局だより

10月26日、世界保健機関(WHO)の国際がん研究機関(IARC)が、ハムやベーコン、ソーセージなどの加工肉に高い発がん性が認められ、食べることで大腸がん発症のリスクが高まるという調査報告を発表した。また従来、牛や豚の赤身肉は栄養価が高いと認識されてきたが、今回IARCはステーキなど赤身の肉自体についても、がんを誘発する恐れがあると指摘している。この発表に対する信憑性は、各国・団体から様々な指摘がされているようだが、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の発効を契機に、今後欧米型の食生活が日本国内で一層推進され、特に加工肉の輸入拡大が予想されるだろう。

一方、上海で長期生活している日本人の中には、日頃から地元上海料理を好んでいる方も少なくない。私の周りには、例えば小籠包を食べたことがない日本人は殆どいるまい。この小籠包も、豚や蟹などの動物肉やそのゼラチンを主要材料としている。これらの肉類食品に対し、信憑性のある科学報告は当分出て来ないだろうが。

何を食べたら良いか分からない時代となった中、輸入食品の動向に気を配りたいところだが、本当は健康のためなら、普段から美食に対する食欲を抑え、肉料理を完全に避けることがベターなのかもしれない。(施)